

問題32 AがBに履行期の到来している1,000万円の金銭債務を負っている場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはいくつあるか。

- ア 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、AはBの住所において弁済しなければならない。
- イ Aは、Bが受取証書を交付するまで弁済を拒むことができる。
- ウ Bの代理人と称するCが債権証書を持参して支払の請求をした場合、Aが善意・無過失で弁済したときは、有効な弁済となり、Aは、以後債務を免れる。
- エ Bが当該債権について債権証書を所持している場合、Aは、弁済と引換えに、債権証書の返還を請求することはできない。

- 1 なし
- 2 一つ
- 3 二つ
- 4 三つ
- 5 四つ

問題33 AはBからその所有する建物を購入する契約を締結し、建物の引渡しと同時に代金を支払う旨を定めた。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものはどれか。なお、他に特約はないものとする。

- 1 Bが約束の期日に履行せず、代金の受領を拒絶することが明白であっても、Aは、代金を提供したうえで相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内にBの履行がない場合でなければ売買契約を解除することができない。
- 2 Bが約束の期日に履行しないため、Aが自ら履行の提供をしたうえで期間を定めてBに履行の催告をした場合、当該期間が相当でないときは、当該催告は無効である。
- 3 契約締結後、引渡し日までの間に、地震によって当該建物が倒壊した場合、Aは、Bに対し、代金支払債務の履行を拒むことができる。
- 4 Bが引き渡すまでの間に、自己の過失により当該建物を損傷させてしまった場合、Bは、その引渡しをすべき時の現状でその建物を引き渡せばよい。
- 5 Aが契約の締結に際し手付を交付していた場合、Aは、自らが履行に着手していたときは、当該手付を放棄して契約を解除することはできない。